

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく
奈良県における体験の機会の場の認定事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省省令第2号。以下「規則」という。）に定める事項のほか、知事が体験の機会の場を認定するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領の用語の意義は、法の定めるところによる。

(認定の要件)

第3条 認定を受けることができる者は、法第20条で定める者とする。

(申請)

第4条 認定を受けようとする者は、規則に定める様式による申請書を作成し、別表に定める書類を添付の上、知事に申請しなければならない。

(審査)

第5条 知事は、前条の申請書等を受理した際は、県教育委員会と協議の上、法及び規則に掲げる認定の基準に該当すると認めるときは、体験の機会の場として認定する。

2 知事は、前項の認定の審査のために必要な場合は、報告若しくは資料の提出を求め、又は現地調査を行うものとする。

(認定)

第6条 知事は、前条の認定をしたときは、第1号様式によりその旨を申請者に通知する。

2 知事は、当該認定の日から起算して5年を超えない範囲内において、認定の有効期間を定める。

3 知事は、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業内容等が法第20条第1項に掲げる要件に適合しないと認める場合においては、その理由を示して、第2号様式によりその旨を申請者に通知する。

(表示)

第7条 認定民間団体等は、当該土地又は建物が認定体験の機会の場である旨の表示をすることができる。

(変更及び廃止等)

第8条 認定民間団体等は、第4条の規定により申請した事項に変更があったときは、規則第10条に定める様式による届出書を作成し、30日以内（事実発生日を含む。）に、知事に届け出なければならない。

2 認定民間団体等は、体験の機会の際の提供を行わなくなったときは、規則第10条に定める様式による届出書を作成し、30日以内（事実発生日を含む。）に、知事にその旨を届け出なければならない。

(更新)

第9条 法第20条の2第2項の有効期間の更新を受けようとする者は、規則第11条で定める様式による申請書を、有効期間の満了する日の30日前までに知事に提出しなければならない

2 前項の更新の申請においては、別表に定める書類を添付するものとする。

3 第1項による申請に係る審査及び認定については、第5条及び第6条の規定を準用する。

(報告及び助言)

第10条 認定民間団体等は、事業年度終了後30日以内に、法第20条の4第1項により運営状況（第3号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、当該事業が年度を超えて行われる場合等年度毎の実施の状況及び収支決算の報告が困難であるときは、当該事業終了後30日以内に報告するものとする。

2 知事は、認定民間団体等に対し、認定体験の機会の際の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において、報告及び資料の提出を求めることができる。

(認定の取消し)

第11条 知事は、法第20条の6の規定による取消しをしたときは、第4号様式により通知する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。